

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	精神保健福祉手帳の交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山市は、精神保健福祉手帳の交付事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富山市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健福祉手帳の交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、精神保健福祉手帳の申請及び交付に係る経由事務。 ①精神保健福祉手帳の申請書類の受理及び確認。 ②申請者名簿、資格更新予定者一覧を作成し、申請書類と一緒に県へ進達。 ③審査会后、県より手帳と承認結果報告書(紙帳票、電子データ)が届き、精神保健福祉手帳を申請者に交付。
③システムの名称	精神保健福祉手帳の交付(EXCEL)
2. 特定個人情報ファイル名	
精神保健福祉手帳特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表22の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健所保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 文書法務課 電話番号 076-443-2261 ファックス番号 076-443-2170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号 企画管理部 情報システム課 電話番号 076-443-2015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェックの徹底を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・審査会にかかる分の顔写真の裏面に書いてある名前と生年月日を二人で確認し、確認後、名簿をつけて県に進達している。 ・審査会に通った手帳と事前に作成してある台帳を照らし合わせ、主務者、副主務者の順に記載内容(名前、住所等)に間違いがないか、写真の有無について確認している。 ・手帳に関する案内文を送るときに住所と名前に間違いがないか、案内別送を希望される場合は、案内別送先名簿(別紙作成)を確認し、送付している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	県での個人番号紐付け誤りが起きないように、申請書に記載された番号が正しいかどうか個人番号が分かるものと窓口で確認できたもののみ、civion(総合行政情報システム)で担当者が確認をしている。また、個人番号の記載はあるが、システムと照合が取れなかったものについては、黒塗りをし、申請書を県に進達している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	①精神保健福祉手帳の申請を受け、必要書類を確認する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、精神保健福祉手帳の申請及び交付に	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステ	[実施する]	[実施しない]	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステ	[別表第二における情報照会の根拠] (25の項)	[別表第二における情報照会の根拠] なし	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における	保健予防課長 宮崎 英明	保健予防課長	事後	
令和1年6月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月7日	IV リスク対策	<新規>	評価書の通り	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	
令和2年12月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステ	[別表第二における情報照会の根拠] なし	—	事後	
令和2年12月1日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステ	接続しない「 J 」	接続しない「 O 」	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(14の項)	番号法第9条第1項 別表22の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事後	
令和7年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年8月1日時点	令和7年3月10日時点	事後	